**二階堂デイサービスセンター**

**介護予防通所介護運営規程**

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人きしろ社会事業会が設置する二階堂デイサービスセンター（以下「事　業所」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な　運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談　員及び機能訓練指導員、看護職員、介護職員等(以下「従業者」という。)が、利用者の　　意思を尊重し常に利用者の立場にたち支援を必要とする高齢者に対し、適切な指定介護予　防通所介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を

営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２．本事業所において提供する指定介護予防通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

３．利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに

利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防通所介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

４．利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明

する。

５．適切な介護技術をもってサービスを提供する。

６．常に、自らが提供したサービスの質を評価し、その改善を図る。

７．介護予防サービス支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護を提供する。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　　（１）　名　称　　二階堂デイサービスセンター

　　（２）　所在地　　神奈川県鎌倉市二階堂９１２－１

（職員の職種、人員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとす

る。

　　　（１）　管理者　１名（常勤兼務）

　　　　　　管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該事業の従業者に法令及びこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

　　（２）　生活相談員　１名以上（常勤兼務）

　　　　　　生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサー

ビスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

　　（３）　看護職員　１名以上 （非常勤兼務）

　　　　　　看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把

握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

　　（４）　介護職員　５名以上（常勤兼務及び非常勤兼務）

　　　　　　介護職員は指定介護予防通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

（５）　機能訓練指導員　１名以上（非常勤兼務）

　　　　　　機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する

ために必要な機能訓練等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（１）　営業日：月曜日から土曜日（祝祭日を含む）までとする。

　　　　　　　（ただし、１２月２９日から１月３日を除く。）

　　　（２）　営業時間：９時～１７時３０分

　　　（３）　サービス提供時間：９時３０分～１６時３０分

（指定介護予防通所介護の利用定員）

1. 指定介護予防通所介護を提供する定員は、指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービス、共生型生活介護の合計で３５名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（指定介護予防通所介護サービスの内容）

第７条　　指定介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

1. 介護予防通所介護計画書の作成等
2. 日常生活上の支援（相談・援助）
3. 食事の提供
4. 入浴
5. 日常生活動作に関する訓練
6. レクリエーション
7. 健康チェック
8. 送迎

２．指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対

し、運営規定の概要、勤務体制その他サービスに資すると認められる重要事項を付した

文章を交付して説明をおこない、提供にあたっては同意を得るものとする。

３．利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十

分に把握し、個別に介護予防通所介護計画を作成する。また、すでに介護予防サービス

支援計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防通所介護計画を作成す

る。

４．介護予防通所介護計画を作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内

容を文章にて説明し、同意を受け交付する。

５．利用者に対し、介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、

継続的なサービスの管理、評価を行う。

６．サービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサー

ビスの提供を行う。

７．サービスの提供にあたっては、主治医又は歯科医師やサービス担当者 会議等を通じ

て、利用者の心身の状況、その他置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サ

ービス等の利用状況の把握に努める。

８．介護予防サービス支援計画、サービス担当者会議等の記録、その他通所介護の提供に

関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護のため、施錠でき

る書庫に整理して保管する。

（介護予防通所介護の利用料）

第８条　　本事業所が提供する指定介護予防通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額として当該介護予防通所介護が法定受領サービスであるときはその１割～３割の額とする。

２．利用者の希望によるその他の費用

（１）　昼食代　７７０円(おやつ代含む)

（２）　その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用については実費を徴収する。また、その実費の金額については、人数による按分でその都度金額は異なる。

（３）　実施地域以外の交通費は無料

３．前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に

対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。

４．利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受け

る。

５．利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごと）について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

　鎌倉市・逗子市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　利用者は、介護予防通所介護計画に基づく日常生活の自立訓練等に積極的に参加し、自立した生活ができるよう努めるものとする。

２．サービス利用に当たって、宗教活動、政治活動についてはこれをしてはならない。又　喧嘩、暴行等他人に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならないものとする。

３．利用者及びその家族は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し心身の状況に応じた利用を心掛けること。

４．利用者は、伝染性の皮膚疾患に羅患した場合には、症状が完治した旨の医師の診断書　を提示し、利用を再開するものとする。

５．利用者の体調によっては入浴等を中止することがあること。

（サービスの提供記録の記載）

第１１条　事業所は指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から５年間保存する。

1. 介護予防通所介護計画書
2. 提供した具体的なサービス提供内容等の記録
3. 利用者に関する市町村等への報告の記録
4. 苦情・相談等に関する記録
5. 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

（秘密保持）

第１２条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２．事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意をあらかじめ書面で得ることとする。

（苦情処理）

第１３条　提供した指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。

２．事業所は、自らが提供した指定介護予防通所介護に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業所は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じる。

２．事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

（損害賠償）

第１５条　利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第１６条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講じるものとする。

２．事業所において感染症の発生及びまん延を防止するために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

　（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

　（４）事業所は、従業者に対し年1回以上の健康診断等を受診させるものとする。

（緊急時に於ける対応方法）

第１７条　指定介護予防通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には緊急搬送等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）

第１８条　指定介護予防通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

２．非常災害に備え、年２回避難訓練を行う。

３．事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第１９条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

1. 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年１回以上実施する。
4. 虐待防止のために必要な措置

　　　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２．従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３．定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第２１条　事業所は、介護に直接携わる全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

1. 採用時研修　採用後１ヶ月以内
2. 継続研修　随時

２．従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

３．従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４．事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他、必要な記録、帳票等を整備する。

５．ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進する。なお、利用者等が職員に行う暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為を行った場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとする。

６．この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人きしろ社会事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成１８年　４月　１日から施行する。

　　この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２４年　６月　１日から施行する。

この規定は、平成２６年　４月　１日から施行する。

この規定は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この規定は、平成２７年　８月　１日から施行する。

　　この規定は、令和　４年　６月　１日から施行する。

　　この規定は、令和　４年　８月　１日から施行する。

　　この規定は、令和　５年　７月　１日から改正施行する。

　　この規定は、令和　６年　４月　1日から改正施行する。